

研修コース承認登録一時停止・取り消し

CEMSAR RT 300

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年10月28日	制定

研修コース承認登録一時停止・取り消し

この文書は、CEMSAR が承認登録した、エネルギーマネジメントシステム審査員研修コースの承認登録の一時停止及び取り消しに係るものである。

1. 承認登録の一時停止及び取り消し

1.1. 承認登録の一時停止

- (1) CEMSAR AT200 の 5.1 の各号に相当する可能性が生じた場合、CEMSAR の上級経営管理者は、当該事項を判定評価委員会に評価の審議を付託する。
- (2) 所長は、判定評価委員会の評価の結果を上級経営管理者へ報告する。当該研修機関は、文書又は判定評価委員会の指定する方法で弁明の機会を与えられるものとする。
- (3) 上級経営管理者は、評価結果に基づき、AT200 5.1 の各号に相当すると判断した場合は、期間を定めて承認登録を一時停止するものとし、その旨を事務局から当該研修機関に通知する。

(CEMSAR AT200 5.1 の各号)

- a) CEMSAR の承認の手順に定められたサーベイランス、更新審査において、CEMSAR の承認基準に適合していないと判定された場合
- b) CEMSAR への通知・報告義務を怠り、若しくは虚偽の通知又は報告をした場合
- c) CEMSAR の規定に基づく立入りを拒み、妨げ、又は忌避し、若しくは CEMSAR の規定による質問に対して、正当な理由がなく陳述せず、又は虚偽の陳述をした場合
- d) 料金の支払いが請求後 6 か月を超えて滞った場合
- e) 承認範囲の意図的な誤表示又は承認マークの意図的な誤使用を行った場合
- f) 上記以外で、CEMSAR の承認の手順に定められた機関の義務に違反した場合
- g) 研修機関から一時的停止の要請があった場合

1.2. 承認登録の取り消し

1.1 に従って承認登録の一時停止がなされ、CEMSAR が要求した期間内に修正及び/又は不適合の除去、及び是正処置が有効に実行されなかった場合は、1.1(1),(2),(3)と同様の手続きにより、CEMSAR AT200 の 5.2 に従って経営管理者は、当該機関の研修コースの承認範囲の一部又は全部の取り消しを行うものとする。

ただし、1.1 に記載された g) 項については、CEMSAR の要求した期間内に当該研修機関から一時停止取り止めの通知がない場合には、当該機関の研修コースの承認範囲の一部又は全部の取り消しが行えるものとする。

2. 一時停止及び取り消しにおける対応

一時停止及び取り消しの場合には、CEMSAR AT200 の 5.3 の対応がなされるものとする。

3. 承認登録の一時停止の回復

承認登録の一時停止の回復は次の条件による。

- 1) CEMSAR が要求した期間内に、修正及び／又は不適合の除去、及び是正処置が有効に実行され、かつ
- 2) CEMSAR の定める承認登録停止期間が経過すること。

4. 承認登録取り消しの回復

承認取り消しの回復は、初回申請の手続きによる。

5. 承認登録一時停止・取り消しの通知及び公表

承認登録一時停止及び取り消しの公表はホームページで行うものとし、承認登録の取り消しの場合は、承認登録リストから削除するとともに削除した旨を記載し、また承認登録の一時停止の場合は、承認登録リストに一時停止中の旨を記載するものとする。

6. 研修コース承認の申請受理後承認に至るまでの間の措置

研修コース承認の申請受理後承認に至るまでの間に、一時停止又は取り消しの要件に該当することが生じた場合は、それぞれ、1.1 項又は 1.2 項の基準に準じて、一時停止又は承認を行わない処置がなされるものとする。